

令和5年度
千早赤阪村教育方針

令和5年2月
千早赤阪村教育委員会

目次

はじめに

1. 社会を生き抜く、確かな学力づくり
 - (1) 学習習慣の定着と言語能力の育成
 - (2) 外国語教育と異文化理解
 - (3) ICT教育と情報モラル教育
 - (4) 支援教育

2. 豊かな心、たくましい人づくり
 - (1) キャリア教育
 - (2) 道徳教育
 - (3) 人権教育
 - (4) 体力・運動能力
 - (5) 食育
 - (6) 郷土学

3. 魅力ある教育環境づくり
 - 3-1 安全安心な学校づくりの推進
 - (1) いじめ・虐待防止・不登校対策他
 - (2) 学校施設・通学
 - (3) 防災教育
 - (4) 食物アレルギーへの対応
 - 3-2 学校および教職員の資質の向上
 - (1) 学校運営・評価
 - (2) 教職員研修の充実
 - (3) 働き方改革
 - (4) 地域学校協働活動
 - (5) 不祥事・ハラスメント防止

4. 生涯学べる社会づくり
 - (1) 文化資源の保存と活用
 - (2) 生涯学習の促進
 - (3) スポーツ振興と青少年健全育成

はじめに

- 第3期教育振興基本計画(平成30年6月15日閣議決定)では、超スマート社会(Society5.0)時代と人生100年時代の到来により、誰もが人間ならではの感性や創造性を発揮し、自らの「可能性」を最大化していくこと、そして誰もが身に着けた力を生かしてそれぞれの夢に向かって志を立てて頑張ることができるよう「チャンス」を最大化していくことが必要とされている。
- 新しい学習指導要領では「生きる力」を育むために「主体的・対話的で深い学び(アクティブ・ラーニング)」が必要であり「何を学ぶか」だけでなく「どのように学ぶか」を重視しなければならないこと、複数の教科等の連携を図り、また地域と連携しながら授業をつくり、その効果を検証するなどして、学習の効果の最大化を図る「カリキュラム・マネジメント」を確立していかなければならないことが述べられている。
- 令和4年度から令和11年度までの8年間を計画期間とする第5次千早赤阪村総合計画及び、千早赤阪村教育大綱(第2期)に基づくとともに「令和5年度 市町村教育委員会に対する指導・助言事項」をふまえて、具体の施策を展開する。
- コロナ禍の中、引き続き感染症対策を継続しながら、教育活動が行えるよう教育委員会、学校、地域が連携して取り組んでいく。

1. 社会を生き抜く、確かな学力づくり

学習指導要領の趣旨を踏まえ、カリキュラム・マネジメントの充実を図り、感染症対策を継続しながら工夫し、各校において「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指し、児童・生徒の力を個々に引き出す授業を行う(個別最適化)。また、教科間の繋がりを意識し、社会で役立てることができる「確かな学力」を育成していく。加えて、感染症の発生等による学校の臨時休業等の緊急時に備え、ICTを活用した家庭学習における教材等を工夫するなど、すべての子どもたちの学びを保障するよう指導する。

(1) 学習習慣の定着と言語能力の育成

児童・生徒が知的好奇心を持ち、自ら学ぶ力を育てるため、インプットとアウトプットの仕方を教える。インプットとしては、読書活動を推進し、読書習慣を育み、情報を収集したり、解釈したりする力を養う。アウトプットとしては、自学ノート(くすのきぐんぐんノート)などを活用し、学習習慣の定着を図る。

また、学力の向上のためには言語能力の育成が重要であり、国語科を中心とした全ての教科で系統的な指導を行う。

令和5年度から小学校第5学年、第6学年、中学校第1学年に対して「千早赤阪村基礎学力テスト(CKT)」を実施し、その活用を図る。

「全国学力・学習状況調査」「小学生すくすくウォッチ」「中学生チャレンジテスト」等を活用する。

(2) 外国語教育と異文化理解

英語そのものの学習にとどまらず、コミュニケーション能力の向上や異文化理解の促進のため、ALT(外国語指導助手)との対話の場を増やしたり、テレビ会議等で海外の学校の子どもたちと交流する機会を増やしたりと、日頃から英語を使って実際に活動する場面を増やしていく。

また、小学校第6学年と中学校第1学年を対象にすべての子どもたちが参加できる体験型事業を実施し、オールイングリッシュの体験や活動を通して、課題に取り組むプログラムを提供する。

(3) ICT教育と情報モラル教育

「千早赤阪村学校教育情報化推進計画(令和3年9月～令和6年3月)」の最終年度として、学校教育の情報化をさらに推進し、総括を行う。

プログラミング教育に限らず、全ての教科において積極的にICTを活用することにより、主体的・対話的で深い学びを推進する。

情報モラル教育では、情報ネットワークが発展する中、インターネット、SNS等を正しく安全に利用できるように、学年に応じた情報教育を積極的に行う。また、児童・生徒同士によるネット上のトラブルを、学校や保護者だけではなく外部機関と連携して対処する。

感染症や災害の発生等の非常時に、児童生徒がやむを得ず学校に登校できない場合には、指導計画等を踏まえた教員による学習指導と学習状況の把握については、タブレット端末を活用するなどして行う。

(4) 支援教育

子どもたちの障がいの種別に応じた支援体制をとる。乳幼児期から学校卒業まで切れ目のない支援を行うため、千早赤阪村「サポートノート」に各個人の状況について記録をつけ共有する。学校では「ともに学び、ともに育つ」インクルーシブ教育を基本としながら「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を作成し、支援学級や通級指導教室において個に応じた「自立活動」を行う。本村の支援教育の推進を担うリーディング・ティーチャーと各校の支援教育コーディネータが協力し、支援体制を強化していく。

2. 豊かな心、たくましい人づくり

変化が激しく、多様な価値観が交差する社会において、自己実現を図っていくための力を身に着けることは重要である。「学びに向かう力や人間性」を、義務教育段階はもちろん、幼児教育段階から関係機関と連携しながら育ていく。

(1) キャリア教育

社会の変化とともに、職業体系も変わっていく中、児童・生徒はより一層の思考力と判断力をもって課題を解決し、自ら進むべき道を定めていかななければならない。社会に出たときに役立つ力を身に着けるために、「千早赤阪村キャリア教育全体計画」に基づき、学校全体で共通の目標を意識しながら、体系的かつ効果的な教育を実現していくことが必要である。

小・中学校を通して、学んだり、体験したりしたことについて、キャリアパスポート(学習記録をファイル等にまとめたもの)にまとめ、振り返りを行う。

(2) 道徳教育

テーマについて議論する過程で、児童・生徒が様々な価値観を認め合い、自尊感情を育むとともに、多面的にものごとを捉える力を養う。「道徳教育全体計画」に基づき、特別の教科道徳及び各教科等で道徳教育に取り組む。授業の方法や評価の仕方については、様々な事例を研究し、工夫して取り組んでいく。

(3) 人権教育

「人権教育全体計画」を基に、各校において、児童・生徒が人権及び人権問題に関する正しい理解を深め、様々な人権問題の解決を目指して、自他の権利を尊重し、社会の一員としての自覚の下に義務を果たすという基本的姿勢の形成を目指す。また、幼少期から生命の尊さに気付き、お互いを大切にできる態度や人格を育むことを目指して人権教育に取り組む。また、新型コロナウイルス感染症にかかわって、正しい知識と理解を深める学習をするとともに、偏見や差別を許さない人権が尊重された教育の推進に取り組んでいく。

(4) 体力・運動能力

各校における「体力づくり推進計画(アクションプラン)」に基づき、学年に応じた体力づくりの活動を行う。新体力テストの結果分析を活用しながら、児童・生徒が運動に対する苦手意識をもたないように、体育の授業や行事を組み立てていく。

(5) 食育

各校における「食に関する指導の全体計画」に基づき、食に関する指導を実施する。成長期にある児童・生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた豊かな学校給食を全校統一献立で提供する。また、地場産物を利用したり、郷土食である粉豆腐等を取り入れたりすることで、地元の食材への関心を高める。なお、各教科等と関連した指導を、学校、家庭・地域、生産者・関係機関等と連携を取りながら行っていく。

(6) 郷土学

学校教育では、副読本『わたしたちの村 千早赤阪』を活用し、地域に対する関心を高めるとともに、各学校に小学校第 1 学年から中学校第 3 学年にわたる一貫した「千早赤阪村郷土学プロ

グラム(郷土を知り、愛し、誇りをもって語れる子どもの育成)」を導入する。

また、村内の史跡巡りや郷土資料館の見学等により理解を深める。

3. 魅力ある教育環境づくり

3-1 安全安心な学校づくりの推進

学校の教職員に求められるものが多くなっている昨今、地域の力も借りて、教育体制を強化することが必須である。地域間ネットワークや地域と学校の連携を強化し、地域全体で学校教育を支える仕組みづくりを進めていく。また「千早赤阪村新型コロナウイルス感染予防対策基本方針」を踏まえ、学校生活における様々な場面において感染症対策に努めるよう指導する。「新しい生活様式」を取り入れた学校生活の中で、これまでとは違う環境の中で様々なストレスにさらされている子どもたちの心身の状況把握に努めるとともに、保護者や専門家(スクールカウンセラー等)、関係機関と連携しながら、教職員全体でささえていく。

(1) いじめ・虐待防止・不登校対策他

「千早赤阪村いじめ防止基本方針」及び各校における「いじめ防止基本方針」に基づき、いじめ・虐待の早期かつ正確な実態把握に努める。学校における定期的なアンケートの結果や児童・生徒から受けた相談内容を、スクールカウンセラー(SC)、スクールソーシャルワーカー(SSW)、家庭児童相談員及び教職員が適切に共有する体制を整える。令和元年度に設置した「千早赤阪村いじめ問題対策連絡協議会」も定期的を開催し、様々な情報を基に意見交換を行い、さらに対応すべき案件については「千早赤阪村いじめ問題専門委員会」で扱う。

児童虐待事案については、速やかに村福祉部局及び子ども家庭センターへ通告し、継続的に対応していく。また、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の育ちや教育に影響があるといった課題のあるヤングケアラーについて教職員の理解を深めるとともに、早期発見・把握に努め、関係機関やSSWなどの専門家と連携し、適切な支援につなげる。

小学校低学年時より不登校児童が増加する状況を踏まえ、不登校やその兆しがある児童に対して、初期段階からの支援体制を構築する。また、小学校の取り組みを適切に中学校につなげる。

引き続き、千早赤阪村教育支援センター(くすのきルーム)を設置し、心理的・情緒的な側面、社会的要因・背景等、何らかの理由で学校に行けない又は行きにくい小学生・中学生を対象に、個に応じた適切な指導・支援を行うことにより、集団生活への適応、社会的自立や学校生活への復帰をめざす。

(2) 学校施設・通学

各校の「学校安全計画」に基づいた取り組み状況を踏まえ、学校施設の安全点検、子どもたちに対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全指導に努める。また、通学の安全については、学校、PTA、見守りに関わる地域住民、警察、道路管理者等と連携して、通学路

の安全対策に努める。

(3) 防災教育

近年頻発する自然災害に対応するため、防災士等の専門家の助言を基に、学校における危機管理体制を整備する。また、児童・生徒が防災に関する知識を身に着けることができるよう、防災訓練や講習を実施する。

(4) 食物アレルギーへの対応

「千早赤阪村学校給食における食物アレルギー対応の手引き」に基づき、代替食対応を実施し、すべての児童・生徒が給食時間を安全に、かつ、楽しんで過ごせるようにする。

3-2 学校及び教職員の資質の向上

学校に求められる教育の質が複雑化し、業務内容が多様化する中で、学校の運営力の向上や教職員の資質の向上は急務である。カリキュラムの組み立てや授業研究等に時間を割くことができるよう、校務を効率化したり、行事を見直したりしながら、教職員が働き方を見直しつつ、スキルアップしていくための体制を整える。

連携協定を結んでいる大阪教育大学から、情報教育推進コーディネータを招聘し、具体の指導・助言をもとに、ICT教育を推進する。また、連携協定を結んでいる四天王寺大学と中学校部活動サポーター事業などを通じて連携を深めていく。

(1) 学校運営・評価

各校においては、本教育方針を基に、教育目標や経営方針を定め、教職員全体で組織的に取り組んでいく。また、目標の達成度について、学校評議員、保護者及び地域住民の意見を積極的に取り入れながら評価を行い、改善策を探る。

これらの結果は評価報告書としてまとめ、教育委員会に報告し、ホームページで公開する。

(2) 教職員研修の充実

新しい学習指導要領の内容や教育を巡る様々な要請や動向に対応するため、教育委員会では先進事例を活用し、教職員に効果的な研修の機会を設ける。

また、夏季休業期間には、村の学校の教職員全員を対象とした研修を教育委員会で企画する。教職員の要望や指導主事の問題意識を基にテーマを設定し、外部講師を招聘し、ワークショップ等を行う中で、様々な課題に取り組む。

また、教科毎に行う研究授業において、指導助言を具体的に活かす方策を教職員が探り、その効果を検証する体制を学校全体で構築する。

(3) 働き方改革

校務支援システム等による学校事務の効率化を図り、その効果を検証する。その他、超過勤務

の原因を追究し、ICT の活用等により、その削減に徹底して努める。

8月11日～15日、及び12月28日、1月4日を学校閉庁日とし、職員の心身の健康の保持増進を図る。

(4) 地域学校協働活動

学校と地域が協働して、学校教育における課題に取り組む体制を本村全体で整える。各校の取り組みを互いに共有しながら、より良い体制をつくっていく。また、連携協定を結んでいる、大阪教育大学や四天王寺大学、大阪府立近つ飛鳥博物館との教育活動を一層推進するように努める。

社会に開かれた教育課程の実現に向けて、学校運営協議会の設置も視野に地域とともにある学校運営体制のさらなる充実を図り、学校が行う教育活動に保護者や地域が主体的に参画できるように努める。

(5) 不祥事・ハラスメント防止

教職員の不祥事防止に向けては、未然防止を図るため「不祥事予防に向けて 自己点検」(大阪府教育委員会平成22年9月改訂)と「不祥事防止に向けたワークシート集」(大阪府教育委員会令和2年2月作成)を用いた校内研修により、教育公務員としての自覚を促す。

マタニティハラスメント(職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント)の防止及び対応に関する指針にのっとり、ハラスメントの防止に努める。

体罰・セクシャルハラスメントは児童・生徒の人権を著しく侵害し、生涯にわたって重大な影響を与える行為であり、絶対に許されないことであると改めて理解・認識するとともに、学校及び教育委員会でその防止・根絶に向けて組織的に取り組む必要がある。そのため、児童生徒や教職員へのアンケートの実施や教職員への研修を行う等、積極的に実態を把握するように努める。

4. 生涯学べる社会づくり

子どもから大人まで心身ともに健康で活動することができる環境を提供する。

(1) 文化資源の保存と活用

村の歴史がわかる文化財や史跡の保存とその活用を行いつつ、それにまつわるストーリーを伝えていくよう努める。村立郷土資料館の収蔵品の適切な管理に努めながら、展示や解説を充実させ、村の魅力を感じてもらえるよう工夫する。

(2) 生涯学習の促進

図書室においては、利用者のニーズを捉えながら書籍の充実に努め利用を促進する。また、様々な関係機関と連携・協力しながら、地域の歴史や文化について学びを深めることができる生涯学習講座を開催する。

(3) スポーツ振興と青少年健全育成

村のスポーツ拠点である社会体育施設(B&G 海洋センター、運動場、テニスコート)の適切な管理運営に努めながら、施設利用を促進する。

スポーツ推進委員をはじめとする各団体とも連携しながら、各種スポーツイベントの実施を支援すること等により、健康で活気に満ちた生涯スポーツ活動を推進する。

地域の子ども見守りボランティアや青少年指導員と連携し、登下校の見守りや啓発活動などを実施し、子どもたちが地域に見守られながら安全に過ごし、積極的に活動していく環境を整える。

